

第 11 回京都市商業集積審議会

【日 時】 令和 5 年 1 1 月 2 0 日（月） 1 5 時～ 1 6 時

【場 所】 京都市役所本庁舎 1 階 第 1 会議室

【出席委員】 岡井委員、小山委員、高田委員、竹原委員、谷本委員、平田委員、若林委員

【会 議 録】

開 会

議題 1 京都市商業集積ガイドプラン見直しに関する市民意見募集の結果について

（意見要旨）

- ・ 今回のパブコメでは、30 代から 50 代といった若い方が非常に多くの意見を出しておられることに驚いた。以前より周知を徹底していただいたことによって、より多くの人が関心を持っていただいたということか。
- ・ パブリックコメントの結果において、見直し案に肯定的な意見が多いが、ポジティブ意見とネガティブ意見の割合についても、記録として残しておいていただければ。
- ・ もっと大型店を出すべきだとの意見も一部あるようなので、今後の京都市の商業のあり方として、大型店の出店をどう考えるのかは、注意をしていく必要がある。

議題 2 京都市商業集積ガイドプラン見直しに関する答申案

答申案について、事務局作成案のままとすることで、承認。

（今後のガイドプラン運用に関する意見）

- ・ 今後、一定の期間を空けて、今回の変更の結果、どんな土地利用の変更があったのか調査して、レポートする仕組みを設けていく必要があるだろう。ガイドプランが商業と地域という意味においてもたらした変化、課題や是非について議論できるようになることが重要だと思う。
- ・ 京都らしさを守るためにできたまちづくり条例、それに基づいたガイドプランの根本の部分についてももう 1 回見直す、といった PDCA をまわすべきだと思う。
- ・ 平成 1 2 年に作ったガイドプランを基にしていることに対する疑問の意見もあったので、地域貢献やサステナビリティといった、平成 1 2 年にはほとんど出てこなかった要素に加え、京都らしさについても改めて、近い将来にもう一度、そもそもこのガイドプランの根本のところを見直す機会があればいいと思う。
- ・ 都市計画の変更に伴ってこのガイドプランが変更されていて、ガイドプランでは都市計画の定める強制的な基準を守りながら、細かい文章で、その地域がどういう地域であるのか性格付けをしているような文章も含まれていたと思う。これに対し、都市計画はその地域の位置付けみたいなものではなく、法律の基準に従った強制的な基準が前提になっていて、今回それに合わせた、守っていただきたいルール作りの部分に変更されたと認識している。ガイドプランが示しているような地域の位置付けの部分については、時代に合わせて変えることもできるのではないか。

- ・ 今の商業誘導の考え方では、結局のところ多くの場合、「その他の商業系地域」という枠で示されている。その他というのはメッセージ性が弱く、商業誘導にならないので、一定の規模の小売業の立地を認める新しいゾーニングの考え方などを入れる方が、今回の提案とは整合性があったように思われる。「その他」という分類名については、今後の宿題の1つとして、改めてご確認いただけたら。

⇒事務局回答

- ・ 本市では、他の政令市に比べて大型小売店の出店件数が少ないことを統計上確認している。
- ・ 本ガイドプランは、法令に定められたものではなく、まちづくり条例の方針の一つとして定められているもの。事業者の皆様にご理解、ご協力いただいて遵守されているからこそ、他の政令市に比べて、大型店舗の出店件数が少ないという実績がある。
- ・ 今回のパブリックコメントで、改めて市民の方々にガイドプランの制度をお示しすることができた。今後、ガイドプランの変更を周知していく中で、どういった成果があるのか、できる範囲で周知していけるようにしていきたい。
- ・ ガイドプランのあり方全体の見直しについては、すぐには難しく、平成12年の策定後、都市計画の見直しに応じてガイドプランの見直しをして、整合を保ってきた部分もあるため、そうした点を慎重に検証しながら検討を進めたい。

(大規模小売店舗の新設に関する意見)

- ・ 「地域貢献を必須とするような条件」を設けてほしいという意見や、「緩和は、大型店出店に繋がる。商店街に対する協力を指導して欲しい」、「地域貢献をするというような形で、緩和するのはいいけれども事業者に対して協力していただく」というような御意見もあるので、今後、義務にしたり、条例に書かなければならないわけではないと思うが、指導のチャンスがあるときに、より進めていくようお願いする。

⇒事務局回答

- ・ 大規模小売店の共存共栄について、大型小売店の設置者に対して、大店立地法の趣旨を踏まえ、地域社会貢献の働きかけを具体的に2つ、現在取り組んでいる。1点目は、大規模小売店の設置者に対して、届出の際に本市独自で「地域社会貢献計画書」の提出を求めている。これは大規模小売店に対して、商店街の加盟や、地域と連携した取り組みを実施してもらうといった内容の計画書を出してもらう取り組みを、本市独自でしている。

2点目は、積極的に地域貢献の取り組みをしている店舗を取材し、「地域社会貢献レポート」を作成して、発信するように努めている。

そういった地域社会貢献を今後も推進していくように取り組んでまいりたい。

議題3 その他（今後のガイドプランの見直しまでのスケジュールについて）

閉会